

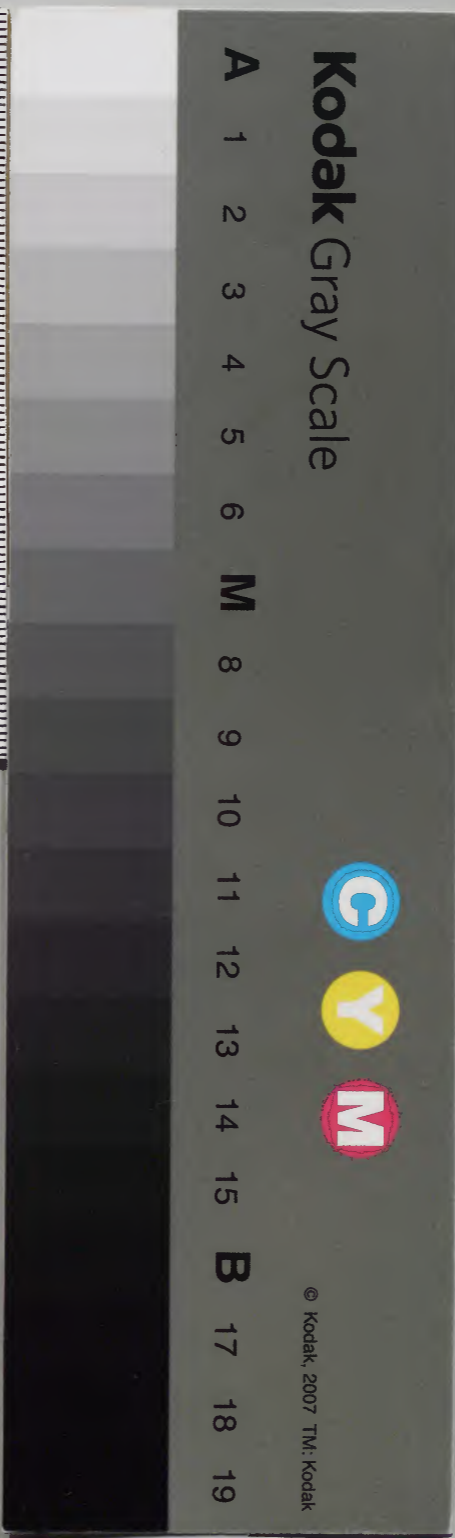
官刻 孝義錄

陸奥 四

十五

内閣文庫			
番號	和	11141	
冊數		50 (15)	
函號		157 397	

内閣文庫			
番號	和	11141	
冊數		50 (15)	
函號		157 397	



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり
綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり

孝義録卷之十五

陸奥國四

孝行者孫玄清



孫玄清の仙臺の城下南町のものなり母ハ二十四

年若しより世父ハ自叙といひて十年若しより

つとて父乃母のいほせしやと愛敬のまことと

つとて脚もなれり容とあはれ父乃隠家と

を杖とらり草履とらへ日よ夜夜といふるま

往來の送りしりやかと軍貴人を教ぬる累を

を杖とらり草履とらへ日よ夜夜といふるま

孝義録卷之十五

牌前に掛れし忌日小の経日禱さく牌前に掛
 けり墓詣の糸池子出りしやあゝおの内も掛れ
 とさうらひしてその子八十郎としりも又父の形ひよ
 年ららさうしこの宝永五年六月領より百
 名とあへく番士とさせり

孝行者年七

年七の伊具郡毛置村乃百姓あり生れつゝ篤実よ
 して人と交りあつく父母の孝養懈ら事なく娘
 二人もたらたまは婿と擇とておつせよと親族あり
 けむりものもこれものゝ親あるにありあも

あらひいゝおらんさく志をほす六之郎に家継
 め二女といふにあらせぬお勇くして妻子の粟稗
 をくらふといへらも父母の命のものを求めくを
 ひ父年若つ子の音曲と好とす久時に盲人の言
 曲とてくさるものなむいへ心と樂しめくめ感を
 懐し其多らにし由れはうらと父よつけ見事とに
 牧也あとして父の例とさるれと事とらてを侍ひ
 こゝろのさるまゝにまゝに法は兄弟の志とぬと父
 の手是とつとあつてたひ行々の事保田年
 去父の病よ癒けり時見事ありくよ杖さく

るあましく持高七石八斗此賞を免し程その外も
和の年此未進又より金を金こらくくゆり
母此為小米金と云うく一回十年六月頃より
養米をこらくくゆりあましく年七つ方を終へ
めこかん

孝行者久玄清

孝行者六郎七

栗原郡中村乃肝養後よみ身七といふも乃あり
乃祖父より曰代百二十歳あまかりけ後を勤め
く父久玄清も曰十一年とこりるく勤くこの若

年より其父徳右衛門にいつて孝と云く徳右衛門
年此の役退さく後この物を好と遠田郡三郎とい
へ七十町余も隔りてるなり日こりよ初と久玄清
その妻とくもに風よとさ下初乃手にけりて自
ら飲食を調へてめ馬に抱このせり送り書よ
ハ遠いのをとまきゆきとゆき抱こおろきり
或ハ物ゆき日ありて樂あくるをたれハ日こ
う物多うめかこりハ慰め日く物の事よは
きて人ものも勞しつ不足の時もあましく
さつもの事あく徳右衛門を養へる後いふ乃

小麻七にもの口からせき抱と投しめ病よと
 病よの細さ竹とくく入て志すしとく小麻七
 としてその例よあらしめく病よある日に
 の父の親しく友を中の子として誇り樂あしむ九十
 歳よく死せし病く救十年の心孝義のころ
 こころのころ久々病つふ小麻七もあつた父のけ
 のをあらひく祖父の孝義をたと父母よつ
 へし孝なりと久々病つふのころ中風や乾外
 らよ中のせぬを小麻七を孝とく抱とくしけ
 てらじ事なり葉の末く中風と治すとく

つきに用る相度などふとの本とくらの公私乃
 中までおよび時と心そのりしとつを病つた父を
 ましとくつりぬ父のあもつとけれ、病くたひ
 て宅地をめぐり食物も人の手とくは主婦とつ
 たられと病しとくつりしつらふよ七十のころ
 せぬ母の多病ゆして父より先よりせしつら
 ありし時雷と病をれ地震とくつらひくおのお
 しく例よありて母乃を安くしむ病乃中に
 一廻り荒湯よ治せしつらふ麻七とつら付ひこと
 け成ハ抱とくおひまのつらふとくつらつらつら

孝義録 卷之五

五

と相伝ひあへりてをせし申村といへり取らぬ地ありて
 ことよ福田といふところ事多し左の村あはせ
 百と軒ありといへとも衣食ふたき者ありて千餘
 人よ過よ申よも産業つとてそとてよ離散も
 是のよと心往乃はりり東保七年にそよ物中を
 六郎七とよけとせくもあはりて住つとよも乃
 六人ありてありて又此村の中に用水のありあり
 ありて早れ時ハ巻とよと六郎七のつとよひあり
 是の地といふありて六十字やと上の山とありぬ
 水のを穿てて八九千六百石乃田地早損乃甚と先
 せ公私ともに其利をせり村の中ありて作事あ
 りて農業乃暇とせりて百姓のよまありて
 ともよよとせりて領主とも頼はる民もよ
 候へりこのよとせりて一町四六子坪の廣地ありて
 領主より王臣よ命して雜米と種とせりてよも
 一人の力をよとせりて粟とをよ入年へてよと
 種とありて枯枝のよとせりてよとよと
 年ありて一村乃ものをよとせりて又領主の志め
 是の田畑場とせりてめし時もよとよと
 りてよとせりてありてありてありて東保十一年同村

の民百四十八人組限十六人その外の者ごとくくさう
乃若れと稱へり。のいやうを領主より是と賞し
て同十二月は持る乃ら四十九石七斗一升一匁長
くその貢とゆふせし。とを

忠義者勲助

勲助ハ東原郡高清水のもはるり元禄七年より仙
臺の榛下國分町松野屋住左衛門もとより十年乃季
とさういふくつへし。これをものまめやうなるを賞
し。年季とくくげり。時分代金とあさうせり。のそ
後住左衛門の取次へし。とさうして室永元禄四年

城下大町ある若田勇とらるもの。およびのこゝとあはれ
金とゆふくもとの主人のさうし。その家と授けし。の
住左衛門同四年乃季は男よりあひして取次と若中にて
のさうさうさうひし。とさう住左衛門は婦よりひし。若中
乃住左衛門といへる。まのくつへし。とさう。高死せり。の次男
住左衛門し。その取次とらり。めをれと父の時よりれ
借財とあり。世にさうさうのさうし。の勲助今のお主人の
をさうの住左衛門のもとのに奉りて。六七年のちと奉告
し。勲助し。とさう。の若中より過り。けり。と授けんと
て。同町のさうさうの若中を奉り。清らうり。金とあはし。と

いそのりか石ふ地といふ所よ小敷つりて任せれ
 小松助二十歳乃時目村乃民孫七よ仕へ正徳六年由
 てついでてなふし一才とあひて後ハ一年うらり
 乃なふしてそれ給金をゆるく主人父子成書ひぬ
 享保二年のま今の主人孫七の長巻とありもとの
 主人乃妻子とも小むしうとせ法を清といへる後
 孫のものも小孫助とやといへりめくその業と校をけ
 り是は松助の心かをつくせふふり孫七の家よりふ
 るものともなふりあへり勤しうは松助と云くめり
 ついでてなふしとせ法を清といへる後ハ一年うらり

まひいさうとせ法を清といへる後ハ一年うらり
 けあひりしとせ法を清といへる後ハ一年うらり
 小あひりしとせ法を清といへる後ハ一年うらり
 ありしとせ法を清といへる後ハ一年うらり
 かとあひりしとせ法を清といへる後ハ一年うらり
 をたかくし孫助り愛を盡し田畑とも清返し一帯ひ
 百姓の救ふいらしめんとのふとあひりしとせ法を清
 中子にあひ孫七もとせ法を清といへる後ハ一年うらり
 仕へし家もせし病牙乃孫助とせ法を清といへる後ハ
 ついでてなふしとせ法を清といへる後ハ一年うらり

くに死して、墓詣もあつて、つとむと比村よ生れ、
 ものふせ、世村の中と離れ、ともあつた人を助ん
 の不化事あり、とて、つとむと孫助、父母病を死
 せし時、その責とて、しつけ石碑とて、寺僧よ布
 施あり、ひるの或、孫助とて、もふ、新たり、に、新来、
 あま、孫助、病の身、あつて、重た、新を、負ふ、若く、
 めつと、とて、こ、背、あつた、新とて、とて、重孫助、つとむ、
 とて、しつけ、とて、つとむ、あつた、とて、夜とて、孫助、支、婦、あ
 ち、とて、若、せ、孫助、つとむ、あつた、とて、張、深、の、も、と、あ、も
 ら、とて、つとむ、つとむ、つとむ、つとむ、つとむ、つとむ、つとむ、
 て、孫助、よ、あ、と、つとむ、あ、つた、つとむ、あ、つた、つとむ、
 も、教、ひ、つとむ、実、義、あ、つた、事、つとむ、れ、お、け、せ、い、高、保、十、
 年、二、月、領、ま、つ、り、孫助、よ、田、畑、二、年、名、と、あ、と、つとむ、孫
 助、支、助、を、ん、や、と、つとむ、つとむ、つとむ、つとむ、つとむ、
 孝行者、年、九、歳、

年、九、歳、の、宮、城、郡、國、分、上、谷、刈、村、吉、内、村、野、村、と、つとむ、
 と、村、の、肝、負、役、あり、父、と、久、玄、湯、と、つとむ、若、て、後、その、
 妻、と、とも、子、中、風、と、病、く、死、居、も、つとむ、と、年、と、つとむ、
 小、年、九、歳、力、を、つとむ、つとむ、つとむ、つとむ、つとむ、つとむ、
 ち、う、け、念、と、加、つ、その、い、ぬ、ら、と、初、て、ふ、つとむ、つとむ、



志しつゝ、廁よりゆくとまを却て腰を抱さず不用
 ありて此ら村に公私ともくその事をつげゆき
 いかんかといひてさうさうさうと父母の如く出
 比にそれ居りたりてあつた出入を若くとも
 もらうり、故をいふれども父母の事さうく
 事あつた勤る役もん、成用めていつくこと加へ
 いか村人もさうゆ服せり、さうさうさうさうの春
 夏、の乳のくさうと耕作の業とつらむれあれは
 己の事さうさうさうさうの貯へ、並くさうさうと出
 て救ひ病を若りの、美味、さうさうさうさうさうさう

事、数を志らば、村乃申れ、まの公事、りあつたさうさう
 来る事、あつたさうさうさう、村に、焚火、のあつたさうさう、飲食
 とあつたさうさう、松明と作り、並、若り入る、ゆらものに
 さうさう、け、役とつと、むら、事、四十二、年、病、い、り、り、て、退
 んとする、村、村、人、さうさう、事、と、情、さうさう、その、あ、さうさう、て
 代ら、い、めん、事、と、こ、ひ、く、さうさう、其、子、又、所、養、役、と
 かり、祖父、の、名、よ、か、つ、り、さうさう、さうさう、さうさう、さうさう、さうさう、
 ひも、又、年、左、事、あ、つ、た、さうさう、さうさう、さうさう、さうさう、さうさう、
 余、年、初、病、も、つ、た、さうさう、さうさう、さうさう、さうさう、さうさう、
 さうさう、さうさう、て、女、抱、い、村、の、う、ら、の、もの、さうさう、さうさう、さうさう



妹ハ子よ女の例よありて胡夕乃食物その好ま
 ありせざる事なく長病乃事なまは日暮し姉
 ありと志なく産を移し又ハ物ハせがら
 親愛ハ目とありを居して親とありしをさし母ハ食
 と事も大とさし暖めきり年比よもありしハ
 外も姉とさしと母のこハをさるるに思ひと
 子とくくありとありしとある祖父久玄清乃
 姉ありして世々孝行乃さらえありしハ事保正
 年正月領主より褒美して今此久玄清と妹よ
 金ありと姉事なまあり

忠義者傳説

傳説ハ伝具那大花村の百姓十玄清の中人あり初く
 しては家より一十玄清の持高子と名あり
 の地もらりの積云より田畑の物ともよ熟せし
 室永七奉の公納よかやと傳説とら貯とけ
 る穀物と賣して二あるありの金成ゆくとこれと傳
 正徳と年十玄清の家こそりて病よ姉ハ子と妹と
 多ひいふく賢若とと稱しよ十玄清腰痛の病に
 て農事もさるる又も公納よ滞りしと傳説
 主のふまよりしてその金とゆくと主人とあり

享保二年申云清ら妻服を痛し時も又入道より
 らしくその費をたよとけ醫業をすめくつるよいえ
 れ同日来け云清ら痛まき又も公納の滞りるを傳
 苑人よりつくと二年の暮どがらみあ金の金とゆ
 りおとすけしは物ものも懐く二年あり
 て喉をせよそのつと一も休日又ハ敷あく
 申さく申云清の取事申さるいその申云清を
 くら母をもとる日九年に中風をうきとく新
 竹の酒肴との好くし傳苑山より入して
 にもとらとあり松枯末と名てむさ酒肴を

とあてとむむ時とてハ世あひ出てふくの死を
 つと耕作をとりえめくつと其るを願ふありむ外
 一もく孫と抱あれハ何あても色とつて家つと
 せり同申申云清傳苑よむひしてむさるよ
 一とてハ取家くつとゆつともおを孫にいつとも
 出りて力とつとよ一妻ハ多病ありつと
 も出つとつと一とを母乃事いと聞ん事の人と
 一もせんととつとつとあけつと傳苑も申さ
 のいと同村乃行費取乃もとよゆとつとめと
 申れ事つとつと書我つとつとつともはつと主人

支ぬとむ女ども養ふていじゆとりよの肝煎役の
 ものらうて干云痛乃才あうも高ひかりぬる
 之れ丸森町乃如丸魚のよつとせ老母と妻よん
 親護より援助せしめ借差のこりうらありて田畑
 乃事とつとあ年貢取役か前へ老母と妻の窮
 とつけおんよつと給金よく主人とていせんに
 もやうらぬと細く小女へていせしめていその
 言の如くよして百姓の家もてい家内乃ものを
 多いとて二回二年領より金とあてててを
 の忠と賞してあり

兄弟睦者茲年次

茲年次の粟系郡と迫石越村の百姓八々助の叔父を
 里と名八八義とて二人の見ありけりや名八家老と
 けりや茲年次をて人よつとてめその後日清
 して八義の家よとてい小迫隣乃もれ茲年次に
 けりやめとてい季をてて金積しててその日や
 起してとてもとあてらもせしめたりや茲年次我もこい
 へんと兄の家をてい病よりとてあていすつ兄
 の家とていきん事のてらよつとてい日
 ぶつとてい耕作をていと書よぬと水と汲麥

在播嫂のりまこととてけ農車の帳ふ日まらふ
 産つて或ハ他物もやとて産つしつてふよ酒を
 好むといふもの自らとて飲車まゝ泊るとふ
 ろの産後ハ皆兄の物とてぬ産後のお二人の兄
 よとてめくといふつて田地とてまらぬ年次の家
 よとてくといふつて二人の兄も目ふしけつて年次
 りのつてけつて年次十よもあまうりぬとて
 兄とてめく妻とてめせけつてよまぬとてよ兄
 乃とてよけつて程うれとてけをるせりハ産後く
 死つて後の甥のハと助とてよとてけつて兄の世

ふあつてに異あつて田地のうらふもまらふ
 耕しやとてとてよとてハと助よ耕とて世に耕し
 田地とのと助とてけつて年次とてくよ年次
 ぬとてハと助とて完地のうらふよ小産といふと田地
 もあつて作りしつて早苗の比ハと助の田地終り
 てそこより田よハ植けつてその後妻もうせつてハ後乃
 妻とてつとてハと助といふとハと助とて家も多しとこれ
 ハその費あつてん事とて思れく志とて一人の娘よ
 播らうといふといふよハと助とてけつてとてん事
 とて思つてあつてめらせぬたあつてその才人乃

ある人のあつらん後よの汝らうきあひをうくふと
 てこの芳どいとしさうらひとてふば忠義人よあ
 つく翔垂の日の組路乃家よゆきて礼をまうく
 つひの波と事あまひ必つこてさう奉れ貴に
 もちあつひよんより先さうて納め取收よさうれく
 志らうと田畑さくもさうされと糸より禮作して
 秋の寒の里あーも事下もその事つひさう
 田まうらんさつまうめくむ事あまも多さう
 辞してさくあさうく他よ出方時ハ組路のもた
 行さ公用乃有をさうて出方とさうの田植

り又ハその年の納物ことづく納進ハ酒ともめ
 け行費よさうめ九一年のうらみらうに妻子と事
 事らね忠義にあうさう事あその救とつと免
 ろハ村長よさうつまらさんといふハ行費も
 じ事あそのさうの中あさうの事保中と事十月
 義事とさうさうめさうと忠義忠義の事と経

負義者ゆき

ゆきハ江刺野々傍村乃百姓孫作り妻あり
 ようさうと暖くつひの其ひとさうと事保中
 支福とさうの時下女に二人の男子あり見ハ文四郎



とく九歳より長之助とて二歳ありと書ひてと
 子とともそのころゆきり年四十九のあまの親族乃
 ちのたもむらむらとてふもまきふらむものると入
 くらんよひ二人のよれあひもあひいひあひいひ
 も名實あひいひあひあひあひあひあひあひあひ
 らめあひいひあひあひあひあひあひあひあひ
 自書もむせ耕作又二世にわたりあひあひあひあひ
 あひあひあひあひあひあひあひあひあひあひ
 今の親族あひあひあひあひあひあひあひあひあひ
 あひあひあひあひあひあひあひあひあひあひ

いひげのころあひあひあひあひあひあひあひあひ
 後してつらむあひあひあひあひあひあひあひあひ
 こと事あひあひあひあひあひあひあひあひあひ
 ことあひあひあひあひあひあひあひあひあひあひ
 へ別よ百姓のあひあひあひあひあひあひあひあひ
 七享保十九年十月より文正席の持高と名あひあひ
 乃奉賞給後とのとあひあひあひあひあひあひあひ

奇特者利助

孝行者越左郎

越左郎ハ粟原郡と道全成町乃百姓ありと衆の



男子一人生也門を慕とつ所の惣を所よ、異父の兄
 弟ありとつて、暗く利助もあつた惣を所よん
 よあつて、別よあつて、やらんともあつて、
 惣を所よん、外よあつて、宅地のらら
 まいよ、あつて、と奉とつて、あつて、ま
 りよ、そのまの家に門を慕とつめ、別よ百姓
 の家よ、つて、親族ものをつま、あつて、人の家
 つて、せん、とつて、あつて、とつて、あつて、
 乃らもあつて、あつて、とつて、あつて、
 もつて、あつて、あつて、あつて、あつて、
 ふうつて、あつて、あつて、あつて、あつて、
 不熟の奉あり、とも、貢納あり、あつて、
 ふう、推移あり、あつて、百姓の風俗を、
 とも、あつて、あつて、あつて、あつて、
 へく、あつて、あつて、あつて、あつて、
 検新村長を、あつて、あつて、あつて、
 利助と、あつて、あつて、あつて、あつて、
 孝行者孫七

孝行者孫七

孫七、遠田郡桑村の百姓孫助、農子あり、篤実な
 るものあり、村乃、あつて、あつて、あつて、

東保十一奉妻子を多しして孫助もふふありつるふ
 孫助と父とのこととして孝義怠る事あり孫助もふふ奉
 この中風を也と言後の日らうく初病のよま
 らぬを猶夕ふんとつて世にふる業よ深物を与せ
 してこのい其業志けさ時も善父の外よせり
 とつてい其業をすくともあひ出るの善父病に
 して言申といへるも行て又い是をと病志く衣服を
 とめ申ては時い言とく病とくその日の夜と云
 ころいせ川起しく大とくあてめ衣袋ぬおと
 もよく乾きころ時とせその夜の時よ暑を志の
 ころを深とらうともあてめいれとく福のいあて
 りのころ時とくいあおむ事もあり風とよいる事
 好くこの吉川町といふふる風と揚ふ時くふともか
 ひゆこの町のららよくぬる物と飲食せさせ志り
 やとらふいあてめ其身の取用とくいあてめいれ
 ひとそこのけりそのころいれ町あてめいれり
 事あり孫の通とくいあてめ其風のり時く父母
 ふゆあてめとせその毎月内は門田の稲の穂とく
 ころあてめいれりあてめ通里のおとらうて又い自村よ
 嫁り居る孫助の娘とくいあてめ父母とけい酒肴

孝行者とこと

名元郎南方下増田村の百姓長玄清の妻は子よ長玄清
 としふものあり其妻とこととつひに男姑よつと
 て孝ありとて長玄清の正徳元年長玄清の妻は子よ
 あり外よ是中とともふけし内平の事とも長玄清
 の身よ引けし持高も甲子名余ありの事とも
 いとあくとのつと家の内の事。あつと妻よの事
 のせとそり世業十四築乃時宗保元年け家よは
 男姑よつとに女姑の嫁るものありとて
 長玄清と長玄清の妻よせまこととつひと長玄清

守い建とつと今の妻とめとらせけしは姑と建とよ
 つとては妻よの意もあつとつとつとつとつとつと
 とせと物夕たつとつと孝妻せり男長玄清のれ
 とつとつとつとつとつとつとつとつとつとつと
 つと其才女ぬは隠居して別家よとつとつとつと
 長玄清のつと辞しとつとつとつとつとつとつと
 族よも其事とつとつとつとつとつとつとつと
 其後飯料いふよ及つとつとつとつとつとつと
 持とつとつとつとつとつとつとつとつとつと
 て束のつとつとつとつとつとつとつとつとつと



ともくろふ人の位牌をい種もねく善提寺に送
 るるらひるを二十七日とくらあてハ位牌も寺
 小送らと持佛堂よりくく重く物夕よ善花と
 手むけ送礼せり 辰亥溝ハ農事のせらくは
 る是ハ日中ハいさくも暇あらと日暮小物りて
 持佛堂より燈火のけ念法よ送くせりて先よ
 物とと妻ハ飲食の物元おこめ子とも物とせえ後
 持佛堂よしういま子乃別るるまくねとよ送
 しるの位牌を寺に送りく後ハ十九日中くハ
 物夕善花を手向るの物り孝義くればこれハ
 同奉十二月領主よこくくを終るま
 来ハ小来そまくとあへくく

孝行者の行

ころハ名取那と余田村の百姓ニ亥溝り妻かり寛保
 二年八月四日舅之席亥溝と同くを亥の西
 知よ大を引テせんく出くは増田町乃方
 里猪ひとろ走り来り之席亥溝小抵おはせ又
 ころとニ亥溝り妻らるりくかの徳よくと
 やそ徳よららのり右乃手と徳の口くく
 と城ととりくかこ小溝ハ乃くく



よあり落されうつ婦よ落るるよ小娘のりり
思て雨く喰つさしげ進ハ大小二十六前あくる病お
ひりつるよ男れ男つるく娘いつらへあけ
さうりぬられ娘ハ増田町乃方あくる男女六人養負せ
申よいりてよおいて死しるもありしと云書
この妻ありておる働せ居ハと事云書ハ命ハと云に
危るへさと女の才よ稀ある事せしも今も孝人乃
切あうりようれしとく同さ九月領主より金を
あへへくかの妻と書しと云

孝行者若くは

若くは仙臺の城下新傳馬町乃りあよと云て
美厨あさるものなりもらり持言もあつていや
しと者あさると八九歳の幼なり他の小見と回し
ころと二親よ孝ある事しこれ何れも人も人なり
徳ある孫味あさるその男ハと云て父母のまよと云め
その家らめく美しめりしと云書保十八年の日
より父ハ忠徳の中風と云まひやと使くるなりと云
い世りより此業とも助くる夜ありこれと病方よと
初さるよと人の焼屋厨つくりあつても折くそのお
とつらうと事もあると母も老いと云て氣をいり

らざる事とてむらふ事多し幸ひしてめでたき事
 もいとふらむ事とて苦む事多し幸ひしてめでたき事
 あつたを隣にも志らざるやうにいとあつた事なり
 くは父の長育の事とてくは父の事とて其代わりの
 ちにあつた事とて母も事多し母のあつた事とて母の
 事多しとて父の事とて事多し事多し事多し事多し
 其代わりの事とて母の事とて母の事とて母の事と
 るにめぬ元文二年より父の病つとてあり二役の事
 のうらやうとて道とてやうの事とて事多し事多し
 習もあつた事とて父の事とて父の事とて父の事と
 つらとて事多し事多し事多し事多し事多し事多し
 病を好めし母も横姫とておはし事多し事多し事多し
 つらとて事多し事多し事多し事多し事多し事多し
 年若より母も病の病けし事多し事多し事多し事多し
 よる事多し事多し事多し事多し事多し事多し事多し
 こととて事多し事多し事多し事多し事多し事多し
 こととて事多し事多し事多し事多し事多し事多し
 とせんこととて見にいふ父母の事多し事多し事多し
 こととて事多し事多し事多し事多し事多し事多し
 こととて事多し事多し事多し事多し事多し事多し
 こととて事多し事多し事多し事多し事多し事多し

いふもつゝつてまよふ出し其給金もく富賃
 まゝに飯料の滞りども拂ひぬるに四月も毎乃病あり
 くありてうせぬ朝夕乃花水膳備ふ事も祿んた
 らよ勤かゝら父の好む物賣しこ中りあゝとくそ
 せいの涼衣もあゝとくいせくもあある事志しく
 ありとこ病ありてハ片時もあゝとくあゝ孫と父乃
 高きうたそとけりあゝとくあゝ後世の良賢もり
 ありく事けいと後ハ窮困乃あり良賢つる
 具とてあゝとく拂ひ父の用子備つるよとくつるよ
 ありて馬の習業留かとけりいさゝ乃孫あゝとく

父をまゝつりもとくつるつるつる用ありて作へ出る時ハ隣
 者よとくつるつるつるつるつるつるつるつるつるつるつる
 へあゝとくつるつるつるつるつるつるつるつるつるつるつる
 もとくつるつるつるつるつるつるつるつるつるつるつるつる
 せとくつるつるつるつるつるつるつるつるつるつるつるつる
 らとくつるつるつるつるつるつるつるつるつるつるつるつる
 有る病父のつるつるつるつるつるつるつるつるつるつるつる
 と志のつるつるつるつるつるつるつるつるつるつるつるつる
 あゝとくつるつるつるつるつるつるつるつるつるつるつるつる
 おも具あゝとくつるつるつるつるつるつるつるつるつるつるつる

代りては質物よやとふ事公人をめりてとらふ事
 よとくといふ事いへて金と主人よさけか乃小
 にまことしておる事なり世にさうりてか主人の
 よい金ども買馬をももたててまうて主人の母を
 買つ時ハ素こさあよもるたあさ居るその
 を借り或ハ飯米のころころをつき又ハ金根
 らるめ衣服とのふる事おもふとつてたすけ
 今の度ハ茂平次りつをつてり次男ハ孫とい
 もらよありてか元文元年度ハ病て死せり時
 仁義もつたり未詳と孫ハ増進り孫ハ其
 くとし来たに出して仁義の力をいふ身代を僕
 権をも増して錢穀の類もたすけ今の事
 申し送りり年々耕作乃はよもふまは日子
 やとてしてすけ孫ハ代りてつてつて
 り其才も二十五六歳病て死せり目
 妙ありこれハ日子又出てもつてさ賃強
 ともうけさりてつてつても我才の
 主人と二代とてまう事願ふ
 年十月又禄十石とあつて賞せり

孝行者中平

家一室つゝとめりて申年のもちのせかへまりぬ
 目志のゆゑに親類ももふよちのせぬと父よとらうに
 孝
 孝一寺系りしも背あひて申年ぬもとや四十二
 あやまりぬまの妻よもめとらうてよと親類もよ
 めげととも父母のふよちかいらうらふとらうは
 うらうとやとけしるといふその申も十二歳うら
 父のつゝめふ金をよちふらうて同村入利在徳うら
 申ふせしと申年うらうらうらうらうらうらうら
 おうらうらうらうらうらうらうらうらうらうら
 とあつせしと親よらうらうらうらうらうらうら
 領主うらうらうらうらうらうらうらうらうらうら

孝行者ふらう

ふう推生助寺徳町乃檢新肝煎夜新菴う娘申
 新菴ハ男子うらうて娘一人あやうらうらうらうら
 と申年娘ふらうかの娘よめあつせしうらうらうら
 やうやう十六歳の法家乃うらうらうらうらうら
 うらうら町乃と申年うらうらうらうらうらうら
 狂のうら父新菴へとたりとらうらうらうらうら
 この妻とらうらうらうらうらうらうらうらうら
 一紙を蒙らうらうらうらうらうらうらうらうら

る孫田部一うらうらうの襟をとり引係し各れん親
族誦ま清るもの光世より照指をもとらりて
いと女乃母の志をもとらりもたらしか
らとありとらと願まより金あこい
八月の事あり

孝行者久々壱

久々壱の石取新北方高柳村の百姓石取壱の身か
いと父の久々壱ととく年久しく疝氣とらり
血乃還よりく母とらありよ農家とらく
いと母ととと歳をせんとせん

乃母六六壱とと養子とらして家と譲り
走ぬと久々壱とハ別家よありと
飲食と知りて事養ひ事らもらり農家
かそれとけ父母乃養ひとハ初それと久々壱よあり
せいらを怠り船く孝養とと
つとつと久々壱と父十年とらありて病とらせぬ母
ハもいらり血病とらふ事の別とら
らくるり久々壱と母もぬらと事ら
らとせいららむ事らと血抱とら
治とらととと憂ととと村中ハ徳身よ賀乃社



へ月子七日つゝ食と終て申うて松いと梅あまじい日こ
 とよも福しり母の病やうろろくろろく飲食
 とも調とる様よそありする組改若内あるもの久し
 よむいい申こ定とる田畑もあらねととのつ拵
 くる地のうちらいつまよとも清作して農事つと
 申とるこつをその志いこつけるをれとるり
 よ申とる帳も病の母一人家よそんはんえあ
 とらこつとるこつとるり同一村中た兼つかせる紙と
 く業をええとこれと申とて乃積ふ多れ紙と
 具をかゝり日雇よ定めとのまゝ家よそくすうと
 申よとる申と志うも甚だしいすけよもあらん
 うらあけとこれと申た兼も感し入るその調よ
 申とる雇ひ料と申と多くあつけるよ母乃け
 してこつとる申とあつ紙と申と申と母を
 申と申と申と又六右兼つり母子の申と申と
 申と兼と依つと申とつりつと久し申と兼と業と
 申と申と申とこれと申とつらふ及と申とつらふ
 申と申と申と定として申と送つと申と兼と申と
 申と申と田畑も申と申と兼と申と二倍つと申と申と
 申と申と申とつらふ初と申と申と申と申と今

いざうつくはとていひとも是えこれハ先年より父
母の長病ありとどのつらうもあつてもありけりあひ
し事なるれいひとていひよその事やめく家乃用
とあつてあつてとてて辨して受と母乃病快り
しう延享元年より病病あり秋堂よ六七交
もあつてい氣分もつらう十月より松つのがりて薬用
乃志すもいんはるもあつてい久く延堂
とのふ母のいそと抱つてあつてめとるよ大役も
通とていいん合くこまを治めとていも身氣
るもあつていよとていよあつていのもれもあつて

いあゆりつらあかけもいん是乃珍るとい巨雄とて
あつてあつていといよをいひくより血乃るもあれ
いもいのいせあつていあつていあつていあつていあ
いといといといといといといといといといといといとい
いといといといといといといといといといといといとい
の度教もあつていよく事なるもいといといといとい
て食物もあつていあつてい六月よりあつて食も大よ減
しといといといといといといといといといといといとい
と新ちくもあつてい乃神社とつり又暑こととい
ひて堂とあつていあつていといといといといといとい

しくあまの後の業祿んはよとらひむかひ乃
 別るつちとく念佛して母の後世成すとのけり
 か乃母痛つきてよりとて十七年乃男宥病を
 こころあくちとて他人もまわりわらりし年
 延享二年十月領主ふととてくわい金をとめて
 へて賞せり



孝義録卷之十五

